

## 地域密着型サービスにおける運営推進会議

### 運営推進会議とは

地域との結びつきを重視することが求められている地域密着型サービスにおいては、地域との連携を図ることを目的に、地域住民の代表者などを交えた会議を定期的に開催することが義務付けられています。

※厚生労働省が定めた「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、また小美玉市の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき開催されます。

### 運営推進会議の要件

#### ○開催場所

原則として事業所内で行いますが、同じ建物に複数の地域密着型サービス事業所が併設されている場合、まとめて会議を開催することも可能です。

(平成30年度介護保険改正に伴い、下記の要件を満たす場合にのみ複数の事業所の合同開催ができるようになりました。)

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。)
- iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

## ○構成員

構成員は以下の通りです。全構成員が揃う必要はありませんが、なるべく様々な立場の方々から出席が得られるようにしてください。

- ①利用者または利用者の家族
- ②地域住民の代表者（民生委員・行政区役員など）
- ③市の職員または地域包括支援センターの職員

※出席依頼については介護福祉課介護保険係に事前にご連絡ください。

- ④地域密着型サービスについて知見を有する者（客観的・専門的な立場から意見を述べることができる者）

管理者や従業員など「事業所の関係者」は構成員とはなりません。

また、同じ人が複数の事業所の構成員になることは差し支えありません。

## ○話し合う内容

運営推進会議は、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く場とされています。毎回の会議の具体的な内容は、開催する事業所が決めることになります。

「活動状況の報告」は、例として、実施した行事や参加した活動などの内容、利用者数や要介護度などの推移などがあげられます。小規模多機能型居宅介護の場合は、1年に1回のサービス評価（外部評価）も、この会議において行われます。

報告のあとには、出席した構成員から意見を求めるようにしてください。

また、「必要な要望、助言等を聞く」ために、事業所において課題と思われるなどを議題として定め、それに沿った話し合いをして、事業所の運営に活用するようにしてください。議題をあらかじめ出席者にお知らせすると、活発な意見交換ができるようになります。

事業所の行事にあわせて会議を開催しても構いませんが、その場合でも必ず「活動状況の報告」は行うようにしてください。

いずれにしても、会議の目的は地域との連携にありますので、運営推進

会議を地域と事業所との連携につなげていくよう、常に心がけることが大切です。

～ 「地域との連携」を念頭に議題を考えてみましょう ～

- ・地域の人たちに親しまれる事業所づくりのために、何ができるか。
- ・利用者と地域の人たちが交流できる機会はないか。
- ・地域の高齢者に事業所はどう関わられるか。
- ・事業所のことで地域の人たちに知ってもらいたいことはあるか。それをどう伝えるか。
- ・災害の時に、地域の人たちの協力は必要か。逆に地域のために協力できることはないか。

など

○開催頻度

地域密着型通所介護 おおむね 6か月に 1回以上（年 2回）

認知症対応型通所介護 おおむね 6か月に 1回以上（年 2回）

小規模多機能型居宅介護 おおむね 2か月に 1回以上（年 6回）

グループホーム おおむね 2か月に 1回以上（年 6回）

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 おおむね 2か月に 1回以上（年 6回）

**運営推進会議の会議録**

地域密着型サービスでは、報告・評価・要望・助言などに関する記録を作成し、公表することが義務付けられていますので、運営推進会議についても、会議録の作成と公表が求められます。

○会議録の作成

小美玉市では会議録の様式を定めていませんが、「開催日時・場所」「出席者」「発言内容」などは記録するようにしてください。会議で発言された要望や助言に対する対応状況も記録すると、なおよいでしょう。

## ○会議録の公表

公表の方法について定めは特にありませんが、会議の構成員に対しては、会議録を配布するようにしてください。その他の方法として、ホームページや会報への掲載などが考えられます。

なお公表にあたっては、個人情報の取り扱いに充分ご注意ください。

## ○会議録の保存

小美玉市では、地域密着型サービスに関する諸記録の保存期間を5年と定めており、運営推進会議の会議録も同様です。

### 外部評価について

認知症対応型共同生活介護事業所は、法令によって、自ら評価を行い、また評価機関によるサービス評価を受けた上で総括的な評価を行い、外部に開示して質の改善を図っていかなければならないものとされており、原則として毎年度自己評価及び外部評価を行う必要がありますが、所定の要件を満たす場合には、実施回数を2年に1回とすることができます。

(所定の要件等)

#### (1) 実施回数緩和の要件

- ア 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。
- イ 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- ウ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。
- エ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- オ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価の実践状況(外部評価)が適切であること。

#### (2) 実施回数緩和の報告

市町村長は上記要件を確認後、知事に報告するものとする。知事は報告を受けた事業所の情報を外部評価機関へ提供するものとする。

※実施回数が満たなかった事例が発生しておりますので、各事業所において小美玉市条例で定めている回数（概ね2月に1回以上）の開催をお願いいたします。